

台 帳

Cells給与

健康保険・介護保険料率の変更 ～令和2年3月分・4月納付期限分～

セルズソフト（台帳やCells給与）では、バージョンアップなどによる社会保険料率の変更はおこないませんので、**手動での料率変更が必要**になります。

健康保険料率が変更となる都道府県の該当事業所は、それぞれ任意のタイミングにて、ソフト内の料率変更をお願いします。
変更方法は次ページ以降をご参照ください。

また、介護保険料率も 8.65 ⇒ 8.95/1000 に引き上げとなりますので、健康保険料率と併せて料率変更をお願いします。

※ 下表は、台帳とCells給与で登録する労使折半料率（/1000）です。

※ 京都府および兵庫県以外の45都道府県は変更になります。

都道府県別健康保険料率 令和2年3月～

北海道	52.05 ↑	東京都	49.35 ↓	滋賀県	48.95 ↓	香川県	51.70 ↑
青森県	49.40 ↑	神奈川県	49.65 ↑	京都府	50.15 →	愛媛県	50.35 ↑
岩手県	48.85 ↓	新潟県	47.90 ↓	大阪府	51.10 ↑	高知県	51.50 ↑
宮城県	50.30 ↓	富山県	47.95 ↓	兵庫県	50.70 →	福岡県	51.60 ↑
秋田県	51.25 ↑	石川県	50.05 ↑	奈良県	50.70 ↑	佐賀県	53.65 ↓
山形県	50.25 ↑	福井県	49.75 ↑	和歌山県	50.70 ↓	長崎県	51.10 ↓
福島県	48.55 ↓	山梨県	49.05 ↓	鳥取県	49.95 ↓	熊本県	51.65 ↑
茨城県	48.85 ↓	長野県	48.50 ↑	島根県	50.75 ↑	大分県	50.85 ↓
栃木県	49.40 ↓	岐阜県	49.60 ↑	岡山県	50.85 ↓	宮崎県	49.55 ↓
群馬県	48.85 ↓	静岡県	48.65 ↓	広島県	50.05 ↑	鹿児島県	51.25 ↑
埼玉県	49.05 ↑	愛知県	49.40 ↓	山口県	51.00 ↓	沖縄県	49.85 ↑
千葉県	48.75 ↓	三重県	48.85 ↓	徳島県	51.40 ↓		

台帳 3月～ 健康保険・介護保険料率の変更

台帳MENU

事務所情報他

パターン料率

パターン料率

現在料率

旧料率

現在→旧

台帳MENU⇒「事務所情報他」⇒
「パターン料率」の順にクリックし、
「パターン料率」タブを開きます。

①「現在→旧」ボタンをクリックすると「現在料率」に登録されていた変更前の料率と備考欄の内容が「旧料率」へ移動します。

注)「現在→旧」ボタンは、一度クリックすると、元に戻せないためご注意ください!

②「現在料率」欄に
新しい料率を入力してください。

※「備考」は任意欄です。
都道府県名や適用年月などを
記録してください。

例)「愛知 R2/4」

台帳 4月～ 子ども・子育て拠出金料率の変更

子ども・子育て拠出金料率は、3.4 ⇒ 3.6/1000へ引き上げとなります!

健康保険料率/介護保険料率とは、変更時期が1ヶ月ずれるためご注意ください!

パターン料率

子ども・子育て拠出金料率

現在料率

旧料率

現在→旧

「現在料率」の料率を手動で「旧料率」へ
入力し直してから新しい料率を入力します。

※「現在→旧」ボタンをクリックすると
「現在料率」に登録されている令和2年分
の健康保険・介護保険料率や備考の内容
一式が「旧料率」へ移動します (移動後は
元に戻せません)。

このため、健康保険料等と1ヶ月ずれる
子ども・子育て拠出金の料率変更の際は、
「現在→旧」ボタンは使わずに、手動にて
現在にある料率を旧へ記録しておく方法が
オススメです!

健康保険料率/介護保険料率が変更されたことによる

『社会保険料変更のお知らせ（事業主宛・個人宛）』を作成することができます！

※あらかじめ、前ページの料率変更をおこなってから、下記手順へお進みください。



- 事業所ファイルから、
全ての処理ファイル ⇒
「得喪・社会保険」グループ ⇒
「保険料通知」の順に開きます。



- 「条件入力」をクリックすると
「保険料を計算します。」フォームが
開きますので、各項目を設定します。

- ① 変更区分：「B」
- ② 保険年齢判定基準：2020年3月
- ③ 対象者：すべて選択
- ④ 「計算」をクリック

被保険者が表示されない場合は、個人情報の下記をご確認ください！

- ✓ 「社保取得日」が入力されているか
- ✓ 「社保取得日」が未来の日付で入力されていないか
- ✓ 「健保No」が空欄になっていないか
- ✓ 「健保No」が他の者と重複していないか



- 必要に応じて「定型文言」を変更
します。

- ① 「定型文言」をクリック
- ② 「文言の編集」をクリック
- ③ 文言を編集し「登録」をクリック

※定型文言編集方法の詳細については、
下記のマニュアルをご確認ください。

ご存じですか？

台帳の各画面にある マークをクリックすると
HPに公開中のマニュアルが開きます！



2017年（平成29年）1月1日以降、雇用保険の適用拡大により65歳以上の労働者についても「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となりました。

適用の対象となった後の雇用保険料は特例で徴収を猶予されていましたが、**2020年4月に特例は廃止となります。**

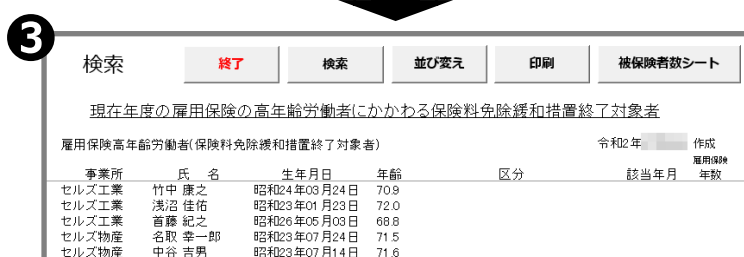
台帳Ver10.00.13以降、全事業所における対象者の一括検索・抽出が可能ですので、対象者を確認しておきましょう。



- ① 台帳MENU⇒「検索抽出」⇒「年齢」をクリックします。



- ② 「年齢検索その他」タブを開き左のリストから事業所を選択して「検索開始」をクリックします。



- ③ 抽出結果が表示されます。

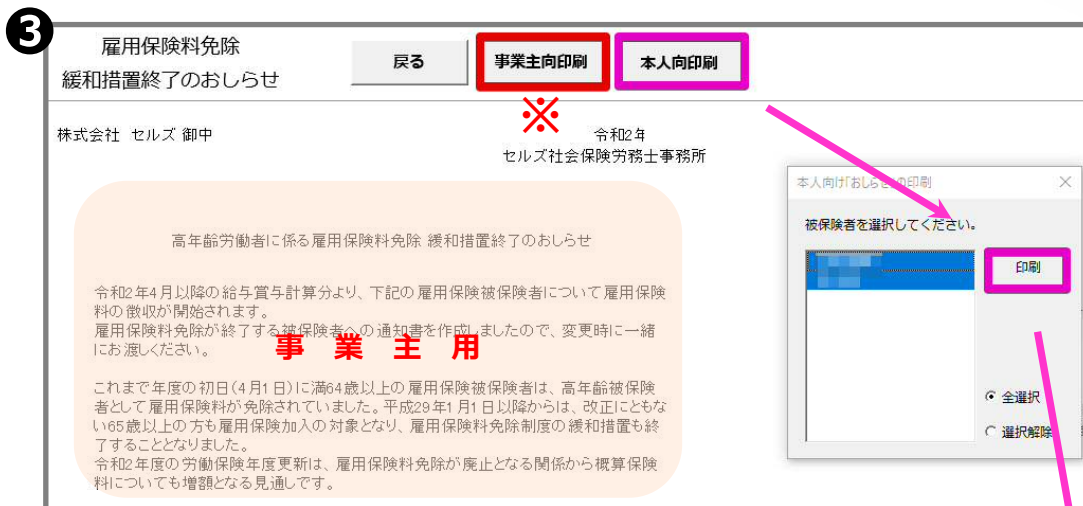
令和2年4月分の給与から高年齢被保険者に対しても雇用保険料が発生します。
事業所単位で事業主向けと本人向けの「雇用保険料免除緩和措置終了のお知らせ」を
作成することができます。
前ページにて対象事業所を把握した後は、事業所ごとにお知らせを作成しましょう。



- ① 事業所ファイルから、
全ての処理ファイル ⇒
「得喪・社会保険」グループ ⇒
「保険料通知」の順に開きます。



- ② 「雇用保険料免除緩和措置終了のお知らせ」をクリックします。



- ③ お知らせが作成されます。
「事業主向印刷」「本人向印刷」をクリックし
印刷します。

※ 「事業主向印刷」をクリックすると同時に、
出力が開始されます。

